

周防大島町建設工事に係る情報共有システムの活用について (お知らせ)

令和8年3月

周防大島町財務課契約監理班

周防大島町が発注する建設工事において、情報通信技術を活用し、書類などの情報を交換・共有することにより、受発注者の業務効率化、目的物の品質確保の推進を図るため、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を実施します。

1 対象工事

対象とする工事は、町が特記仕様書等で指定する工事のうち、受注者がシステムの利用を希望する工事とします。

2 システム利用料

【土木系工事】

システム利用に係る費用（登録料及び利用料）は、共通仮設費率等に含まれるものとしします。

【営繕系工事】

システム利用に係る費用（登録料及び利用料）は、契約変更の対象とします。

3 電子納品作成費用

【土木系工事】

「技術管理費の電子納品等に要する費用」に含まれるものとしします。

【営繕系工事】

共通費仮設費に含まれるものとしします。

4 システム利用に関する協議

受注者は、契約後速やかにシステム利用の意向について、「システム事前協議チェックシート」を基に監督職員と協議し、協議が整った場合に限りシステムを利用することができます。

5 工事成績評定の評価

システムを利用した工事は、工事成績評定における評価（加点）対象とします。

6 検査

システムで共有した帳票は、パソコン等で確認し、紙媒体で共有した帳票は、紙媒体により検査します。

7 適用基準日

令和8年3月4日以降に、入札公告又は指名通知する工事から適用します。